専門部会で議論した成果目標一覧

推進協第4回専門部会	
R8.11.2	資料６－２

項目	国の基本指針における成果目標
障害福祉人材の確保・定着・当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上	・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口を設置 ・当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図る
のぞまないセルフプランの解消	・都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにする
福祉施設から一般就労への移行	・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、令和11年度中に一般就労に移行する者について、令和6年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上 ・就労移行支援事業については1.14倍以上 ・就労継続支援Ａ型事業についてはおおむね1.52倍以上 ・就労継続支援Ｂ型事業　については1.67倍以上 ・就労定着支援事業の利用者数については、令和6年度の実績の1.47倍以上 ・就労選択支援においては地域との連携が重要であることから、協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置する ・就労選択支援の積極的な利用を促すため、令和11年度の就労選択支援を利用する障害者の数を82,000人以上とする。

項目	国の基本指針における成果目標
施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	・令和7年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行。 ・令和8年度までの目標未達が見込まれる場合は、未達成割合を令和11年度末の目標値に加える
施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	・令和11年度末の施設入所者数を、令和8年度末時点から5%以上削減する。
障害児支援の提供体制の整備	・児童発達支援センターを中核として重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和11年度末までに、各区市町村において、次に掲げる児童発達支援センターの中核的機能を確保する (1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 (2)地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 (3)地域のインクルージョン推進の中核としての機能 (4)地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能 ・インクルージョン推進のため、令和11年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。 ・令和11年度末までに、各都道府県において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場に医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する ・令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保する ・令和11年度末までに、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項目	国の基本指針における成果目標
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を319.3日以上とすることを基本とする ・令和11年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳未満、65歳以上、75歳以上、40歳以上の1年以上長期入院患者のうち認知症であるもの）の目標値を、国が提示する推計式を用いて目標値を設定する。 ・退院患者の精神病床への30日以上の再入院率について、退院後90日時点で10.3%以下、退院後180日時点で17.4%以下、退院後365日時点で25.7%以下として設定することを基本とする。 ・心のサポーター数について、令和15年度末までに心のサポーター数が100万人となるよう、都道府県の将来人口を勘案し、目標値を設定することを基本とする。 ・　住民の心理的ストレスを含む何らかの精神的な問題の程度の把握に当たっては、Ｋ６という尺度を活用し、評価することを基本とする。